

第1回下野市上下水道料金審議会 議事録

審議会等名 令和6年度 下野市上下水道料金審議会
日 時 令和6年8月30日（金） 午後1時30分から3時00分まで
会 場 下野市役所 3階 303会議室
出席者 阪田和哉委員、澤野剛委員、高山芳三委員、大島義和委員、津野田久江委員、
石嶋恵子委員、鈴木久美子委員、海老原新子委員、伊藤陽一委員、
松山裕委員、中村清委員、雨堤和子委員、穴澤美智江委員
【欠席委員】 稲田正幸委員、長光博委員
市側出席者 坂村市長
（事務局） 倉持都市建設部長、野口上下水道局長兼企業経営課長、
須賀上下水道課長、神山課長補佐、海老原主幹、照沼主幹、大橋主査
公開・非公開の別（ 公開 ・ 一部公開 ・ 非公開 ）
傍聴者 なし
報道機関 なし
議事録（概要）作成年月日 令和6年9月6日

【協議事項等】

1 開会

（事務局） 野口局長
皆さん、こんにちは。本日は、お忙しいなか、ご出席いただきまして、ありがとうございます。私、本日、司会を務めさせていただく上下水道局 局長の野口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
本審議会でございますが、下野市下水道使用料の適正な額に関する事項を調査・審議するために設置をさせていただいたものですので、皆様におかれましては、慎重なご審議のほど、よろしくお願いいたします。
それでは只今より、令和6年度第1回下野市上下水道料金審議会を開会いたします。

2 あいさつ

（事務局） 野口局長
さっそくですが、会議次第の2番 市長から挨拶を申し上げます。

（坂村市長） 下野市上下水道料金審議会を開催するにあたりまして、ひと言ご挨拶を申し上げます。
委員の皆様におかれましては、お忙しい中、委員の就任を快くお引き

受けいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

本市の下水道事業につきましては、大きく分けて公共下水道事業と農業集落排水事業の2つがあり、市全体での下水道の普及率は、令和5年度末現在91.2%と県内でも高い水準であります。しかし、未整備地区も存在することから、今後も普及率や水洗化率の向上に向けて、下水道の整備や啓発を進めているところであります。

また、下水道事業については、本市に限らず、使用料収入により経費を賄うことが難しく、一般会計からの繰入金に頼っての経営が続いており、独立採算が成り立っていない状況であります。

このような状況を踏まえ、将来にわたり持続可能な下水道サービスを提供していくため、下野市上下水道料金審議会を設置し、適正な下水道使用料の水準や体系等の見直しについて、委員の皆様のお知恵をお借りしようとするものです。

今後、委員の皆様には、私どもが作成した素案に対して様々な視点からのご意見、ご提言を賜り、より良い答申をともに作り上げていただきたいと考えております。

結びに、審議会の目的が十分に達成されますよう、重ねてお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

3 委嘱状交付

(事務局)

野口局長

続きまして、次第の3番 委嘱状の交付を行います。

恐れ入りますが、時間の都合もございますので、代表の方にお受けいただきたいと思っております。ご了承ください。

それでは、代表しまして、坂田和哉様、市長席の後方へお願いいたします。

(坂村哲也市長より委員を代表して坂田和哉委員に委嘱状を交付)

他の委員の皆様の委嘱状につきましては、テーブルの上に配布をさせていただきますので、確認のほど、お願いいたします。

以上で、委嘱状交付を終わります。

ここで、市長はこの後の公務のため退席させていただきますので、ご了承ください。

(坂村哲也市長 退席)

4 委員・事務局自己紹介〈資料・・・出席者名簿〉

(事務局) 続きます、次第の4番 委員・事務局の自己紹介に移ります。

野口局長 今回が初めての開催でございますので、お互いの面識を得ていただくため、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。

お手元にお配りさせていただいております委員名簿の上から順番にお願いしたいと思います。坂田委員からお願いいたします。

(名簿順に委員自己紹介)

続きます、事務局職員の紹介をさせていただきます。

(事務局自己紹介)

5 会長の互選について

(事務局) 続きます、次第の5番 会長の互選について、に移ります。

野口局長 会長の選任については、下野市上下水道料金審議会条例 第4条第1項の規定により、委員の互選となっております。

まず、選出方法についてお諮りしたいと思います。

ご意見などありましたら、お願いいたします。

(海老原委員) 事務局にてお考えがあればお願いします。

(事務局) それでは、会長に学識経験者である「坂田 和哉 (さかた かずや) 委員」を提案させていただきます。いかがでしょうか。

野口局長

(委員一同) 異議なし

(事務局) ありがとうございます。

野口局長 異議なしと認め、会長に坂田和哉委員と決定いたします。

それでは、坂田委員は、会長席へご移動願います。

(会長席 着席後)

早速ではありますが、会長よりご挨拶をお願いしたいと思います。

(阪田会長) 只今、下野市上下水道料金審議会の会長に指名された阪田です。あらためてごあいさつ申し上げます。

下水道事業を取り巻く環境につきましては、先ほどの市長の御挨拶の中で御指摘がありましたとおり、大変厳しい状況であります。

こうした中で、これに的確に対応できるように下水道料金の在り方を見直すということは極めて重要なことだと考えております。そうした重要な役目を担うこの審議会の一員として、今改めて身の引き締まる思い

でおります。

お集まりいただいた委員の皆様は様々なご経験をされているということで、皆様の知恵を拝借しながら、下水道料金の見直しに対して審議会として一定の方向性をお示しして市にお戻りする、そういう役割を果たしていきたいと思っております。

各位の皆様方のお力添えをいただきまして、答申の取りまとめに尽力したいと考えております。

委員の皆様方におかれましても、ぜひこの審議会で活発な御発言をいただきますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

6 会長職務代理の指名について

(事務局) 続きまして、次第の6番 会長職務代理の指名について、に移ります。
野口局長 職務代理につきましては、会長が欠けたとき職務を代理することになっております。

また、会長職務代理の選任については、下野市上下水道料金審議会条例第4条第3項の規定により、会長の指名となっております。

会長、ご指名をよろしくお願いいたします。

(阪田会長) 職務代理の選任については、会長の指名ということですので、大島委員にお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

7 諮問〈資料・・諮問書の写し〉

(事務局) 続きまして、次第の7番 諮問に移ります。

本来であれば、市長から諮問するところではありますが、不在のため都市建設部長が代理で諮問いたします。

(倉持部長) 下野市上下水道料金審議会条例第2条の規定に基づき、下記の諮問事項について貴審議会の意見を求めます。

【諮問事項】

下水道使用料の見直しについて

【諮問の趣旨】

下野市下水道事業は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全など、地域住民にとって欠かすことができない重要な生活基盤として整備されてきました。

しかしながら、節水思考や人口減少に伴う水需要の減少、物価高騰による施設維持管理費の増加、施設・設備の老朽化対策に要する費用の増

加など、下水道事業を取り巻く環境は、今後一層厳しさを増すことが想定されるところです。

公営企業は独立採算制を基本原則としておりますが、使用料収入だけでは事業運営できず、一般会計からの繰入金に依存している状況です。このような状況を踏まえ、将来にわたって安定的に経営し、経営の健全化を図るため、下水道使用料の見直しについて、貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

(倉持部長から諮問書を会長へ交付)

(阪田会長)

ただ今、諮問書を受理いたしました。

これから、委員の皆様と慎重な審議を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(事務局)

野口局長

ここで、部長はこの後の公務のため退席させていただきますので、ご了承願います。

(倉持都市建設部長退席)

(事務局)

野口局長

それでは、議事に入る前に、改めまして資料の確認をさせていただきます。

(配布資料の過不足確認)

それでは、本審議会の成立につきまして、ご報告させていただきます。本審議会の成立要件につきましては、下野市上下水道料金審議会条例第5条第2項の規定により、「委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない」とされております。

本日の出席者は13名でございますので、会議の成立要件を満たしております。

8 議 事

(事務局)

野口局長

続きまして、次第の8番 議事に入りたいと思います。

条例第4条第2項により、審議会の会務は会長が行うとなっておりますので、これからの議事進行は会長が行うことになります。

坂田会長、お願いいたします。

(阪田会長)

よろしく申し上げます。

本審議会の会議は公開となります。

議事録を公開するうえで、発言者の氏名を明記する都合がございますので、発言の際は最初に氏名をお申し出くださいますようお願いいたします。

ます。

まず始めに、会議録署名人を指名させていただきます。

会議録署名人に指名された委員は、後日、事務局にて作成される会議録の内容を確認していただき、内容に相違が無い場合は署名をお願いいたします。

それでは、本日の会議録署名人は、澤野剛委員と 高山芳三委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(1) 下野市上下水道料金審議会について〈資料1〉

(阪田会長) それでは、これより議事に入ります。

(1) 下野市上下水道料金審議会について、事務局の説明をお願いいたします。

(事務局) それでは、議題(1) 下野市上下水道料金審議会について、右上に資料1と記載があります、下野市上下水道料金審議会条例でご説明いたします。

海老原主幹

まず、条例第2条、審議会の設置についてであります。下野市では水道料金及び下水道使用料の適正な額について調査・審議が必要となった場合、審議会を設置するとされています。

条例第3条、審議会は15人以下の委員をもって組織され、委員の任期は、諮問にかかる事項の調査及び審議が終了するまでとなります。

条例第4条は、先ほど次第の5と6で決定しました会長及び職務代理の選任になりますので省略いたします。

条例第5条、審議会は会長が招集し、委員の3分の2以上が出席しないと会議が成立しません。また、議事は過半数で決定され、可否同数の場合は会長が決定いたします。

続きまして、裏面をご覧ください。

条例第6条、審議会の庶務は都市建設部・企業経営課において行います。

条例第7条、この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関しては、会長が審議会に諮って決定します。

以上で議題(1)の説明となります。

よろしくお願いいたします。

(阪田会長) ただ今、事務局から説明がありました内容について、何かご質問はございますか。

【質疑等】 (意見・質問なし)

(2) 審議会のスケジュール(予定)について〈資料2〉

(阪田会長) 次の議題に移ります。

(2) 審議会のスケジュールについて、事務局の説明をお願いします。

(事務局) 議事(2) 審議会のスケジュール(予定)について、ご説明いたします。資料2をご覧ください。

大橋主査

審議会は、今年度中に4回の開催を予定しております。

第1回は、本日の令和6年8月30日(金)に開催し、主な審議内容は「下野市下水道事業の概要について」であります。

第2回は、令和6年10月4日(金)、審議内容は「下野市下水道事業の経営状況」であります。第2回につきましては、第1回から約1か月後の開催となるため、この日程とさせていただきますのでご了承願います。開催通知等は議事終了後の「その他」で説明させていただきます。

第3回は、令和6年11月と記載しておりますが、こちらの日程も調整いたしまして、12月16日(月)午後1時30分から市役所203会議室で開催いたします。審議内容は「下野市下水道使用料の改定案」としてあります。開催通知は開催の約1か月前までには送付する予定です。

第4回は、令和7年1月を予定しております。審議内容は「下野市下水道使用料の答申について」としてあります。第4回も日程は未定であるため、第3回と同様に1か月前までには開催通知を送付する予定です。

また、第4回までに審議内容の答申が得られない場合は、第5回の開催ということもあり得ますので、ご周知させていただきます。

以上で議題(2)の説明となります。

よろしく申し上げます。

(阪田会長) ただ今、事務局から説明がありました内容について、何かご質問はございますか。

【質疑等】 (意見・質問なし)

(3) 下野市下水道事業の概要について〈資料3〉

(阪田会長) 次の議題に移ります。

(3) 下野市下水道事業の概要について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)
海老原主幹

議題(3) 下野市下水道事業の概要について、説明いたします。
資料3をご覧ください。

ページをめくった見開きは目次でございます。大きく4つの項目について説明いたします。

まず、1ページをお開きください。

はじめに、審議会の目的であります。先ほど、議題の(1)で説明しました、下野市上下水道料金審議会条例・第2条の規定に基づき、審議会を開催するものであります。今回は、上下水道料金のうち、下水道使用料の適正な額に関する事項について、審議会にお諮りするものです。

2ページに移ります。

諮問事項と諮問の趣旨でございます。

懸案事項としましては、下水道事業会計を取り巻く厳しい経営状況でございます。

まず1つ目、独立採算が成り立っていない状況であります。下水道事業につきましては企業会計でありまして、一般会計とは違い民間の会社と同じようなお金の管理をしています。下水道事業は、下水道使用料等の収入で費用を賄えず、一般会計からの繰入金に依存している状況です。

2つ目、節水思考や人口減少に伴い、今後は水需要の減少が想定されています。下水道事業は、令和5年度末時点におきまして、普及率が約91.2%、水洗化率は約89%といまだ100%に至っていないため、下水道使用料は年々微増となっておりますが、この普及率等が100%に近付くと、今度は人口減少や使用者の節水思考に伴いまして、将来的に下水道使用料の減少が想定されます。

3つ目、近年の物価高騰に伴い、燃料費や電気料金などの施設維持管理費が増加し、経営の逼迫化が進んでおります。

4つ目、既存施設・設備の老朽化対策に要する費用の増加であります。

下水道施設の法定耐用年数は、機械・電気設備が約15年、污水管・雨水管等は約50年となっております。污水管は昭和50年代後半から整備が始まったため、間もなく耐用年数を超える管渠が増えてきます。実際には、法定耐用年数を超えても使用できるため、管渠の調査を実施し、老朽化が著しい施設から更新を行うこととなりますが、耐用年数を経過した管渠の増加と共に、今後は更新に係る費用の増加が見込まれま

す。

以上のことから、下水道事業を将来的にわたって安定的に経営し、経営健全化を図るためには、適切な下水道使用料の在り方について諮問するところでございます。

続きまして、3、4ページをお開きください。

下水道のしくみについての説明になります。

4ページ(1)下水道整備の目的であります。昭和30年代の高度経済成長や人口・産業の都市集中により、公衆衛生が悪化し、河川や海などの水質汚濁が進みました。このため、昭和45年に下水道法が改正され、公共用水域の水質保全が目的に加わりました。

下水道整備には、降った雨水を素早く排除して浸水から街を守る雨水管と、トイレなどの生活排水を流して処理する污水管があります。

5ページに移ります。生活排水処理施設の種類を記載しております。その中でも、下野市の下水道処理施設の種類としましては、黄色の枠のものになります。

まず、流域関連公共下水道は、公共下水道及び特定環境保全公共下水道につきまして、上三川高校の西側にあります県央浄化センターの鬼怒川上流流域下水道で処理をしています。

下から2つ目、農業集落排水処理施設は、農業振興地区内の数集落を1つの単位として各地区で排水処理を行う農業集落排水事業であり、下野市地内に8地区の処理施設が整備されています。

合併処理浄化槽は、主に公共下水道や農業集落排水施設などが整備されていない地域の方が処理をする方法で、宅地内に設置した浄化槽で生活排水などをきれいな水に処理して流すものであります。

続きまして、7、8ページをお開きください。

下野市の下水道事業は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業の3つがございます。

まず、8ページ(1)公共下水道事業と特定環境保全公共下水道であります。先程の処理施設の種類でも触れましたが、下野市の公共下水道は、鬼怒川上流流域下水道で処理をされています。こちらは、宇都宮市、下野市、上三川町の2市1町の下水を処理する施設で、栃木県の管理となっております。このうち、主に市街化区域を中心とした区域を公共下水道事業、それ以外を特定環境保全公共下水道事業としております。公

共下水道は昭和62年度、特定環境保全公共下水道は平成11年度に供用開始しています。

次の9ページは、流域下水道の処理区域図と写真になります。

続きまして、10ページになります。

公共下水道事業の令和3年度から5年度決算までの3か年の普及率・水洗化率を表しています。下野市では、処理区域内人口、普及率、水洗化率は、毎年度増加している状況でございます。これは後程、農業集落排水事業のなかでも説明しますが、農業集落排水の8つの地区を公共下水道へ接続する整備を行っていることも1つの要因となっています。

11ページをお開き願います。

こちらは令和4年度末の県内市町村別の公共下水道と特定環境保全公共下水道を合わせた下水道普及率を高い順から表したものでございます。下野市は81.5%であり、県内で2番目に高い普及率となっています。こうして比較すると、平坦な地形の市町は普及率が高く、山林等の起伏のある地形の市町は低い状況であることが分かります。

12ページに移ります。

今後の整備についての説明になります。

下野市における公共下水道の全体計画区域面積は、1,446.0ヘクタールであり、整備済面積は1,148.6ヘクタール、未整備面積は297.4ヘクタール、整備率は79.4%となります。未整備面積で公共下水道を使えるようにするために必要な管渠延長は53.7キロメートルとなっております。

ここで、A3で配布しました別紙1「令和6年度以降整備予定箇所図」を併せてご覧願います。未整備の地区については、資料3、12ページの表の右側に記載した薬師寺地区のほか9地区であり、別紙1の図面において赤枠で囲まれた地区となります。

資料3に戻りまして、次の13ページをお開き願います。

こちらは法定耐用年数50年を迎える管渠延長について、年度別で棒グラフにしたものでございます。青色が雨水管、オレンジ色が汚水管を表しています。2ページで老朽化対策に要する費用の増加についてご説明しましたが、実際の更新工事は、管渠の調査を実施し、老朽化等が著しい施設から更新を行うため、法定耐用年数を迎えたら、すぐ更新工事を実施するものではありませんが、今後は、更新に係る費用の増加が見

込まれることが分かります。

続きまして、14ページに移ります。

(2) 農業集落排水事業の説明になります。

農業集落排水事業は、農業集落におけるし尿・生活雑排水などの汚水等を処理する施設を整備することで、農業用水路の水質汚濁を防止し、農村の基礎的な生活環境の向上を図ることを目的としています。

下野市の農業集落排水は、処理施設を持つ地区が8地区整備されており、内訳は、吉田東、吉田西、成田・町田、下坪山、上台、柴南（しばみなみ）、姿川西部、柴南東部（しばなんとうぶ）となっております。

15ページをお開きください。農業集落排水施設の供用開始日や面積を表したものになります。一番右の列に「公共下水道への接続状況」とありますが、これは、下野市の農業集落排水事業は、区域ごとに処理施設を有しているため、毎年度、施設の光熱水費などの維持管理費や施設の老朽化に伴う施設の更新費用を軽減することを目的に、将来的に公共下水道へ接続して、流域下水道施設での処理に切り替える計画をしているため、その接続予定年度の記載となります。なお、令和5年度末までに、柴南地区、柴南東部地区の2地区につきましては流域下水道への切替が完了しております。

16ページをご覧ください。

各処理地区における処理場の所在地、収入である下水道使用料、支出の管理費用を表したものです。

下水道使用料や管理費用は、令和5年度決算額となっております。令和4年度末に公共下水道への接続が完了しました柴南地区の管理費用は、令和4年度決算額となっております。参考なのですが、令和5年度における柴南地区の管理費用は約150万円であり、単純な差し引きでは、約340万円の経費削減となっております。

続きまして17ページをお開き願います。

農業集落排水事業の接続状況でございます。

令和3年度から5年度までの3か年となっております。下野市では、処理区域内人口と共に接続人口も減少傾向にありますが、これは、柴南地区、柴南東部地区を公共下水道へ接続したことによる減少であります。従いまして、水洗化率は横ばいとなっております。

続きまして、18ページに移ります。

(3) 経営の原則の説明であります。

下野市の下水道事業は、令和元年度から「官公庁会計」から「公営企業会計」へ移行しております。この公営企業会計の特徴としましては、

1つ目、事業収入を主な財源として、独立採算の原則により、特定の事業を經理する会計であります。これは、普通の企業と同じ方法によるもので、収益を上げて事業を運営するということであります。

2つ目、現金の収入と支出のみを把握する一般会計とは異なり、損益計算書や貸借対照表などといった財務諸表により、経営や資産状況をより正確に把握する複式簿記を採用しております。

3つ目、公営企業は2つのサイフを持っており、使用料収入や施設維持管理費などに係る財布を収益的収支、これは原則的には黒字となるよう設定します。施設整備や改修などに係る財布を資本的収支、資本の収入は起債や補助金のみのため収支は赤字となります、として区分し、収益的収支の利益と減価償却費で資本的収支の赤字を補てんすることでバランスを保ち、健全で持続可能な経営を行うものです。

それでは19ページをお開きください。

今、お話ししました独立採算の原則についてご説明いたします。

地方公営企業法第17条の2において、地方公営企業の経費は、一般会計で負担するべきものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないと定められています。つまり、下水道事業は、下水道使用料による収入で経費を負担し、経営をすることが基本であるということでもあります。

続きまして20ページをご覧ください。

(2) 雨水公費・汚水私費の原則であります。

まず、雨水公費とは、雨水は自然現象に起因し排除による受益が広く及ぶことから、雨水の排除に要する経費は、公費、つまり一般会計で負担することと定められています。この一般会計で負担されているものは、総務省により基準が明確にされており、基準内繰入金といいます。

また、汚水私費とは、汚水は原因者や受益者が明らかであることから、私費、つまり下水道使用料によって処理経費を負担することと定められています。下の図をご覧ください。費用・経費に対する財源・収入を表したものになります。右側の雨水処理費と分流式等は公費負担であると定められているため、一般会計からの負担金である基準内繰入金が充てられています。しかし汚水処理費については、下水道使用料では充てきれず、基準外繰入金を充当しています。これは、下水道使用料により汚水

処理経費を賄えていない状況であり、一般会計から事業費不足分、つまり赤字分を負担してもらっていることを示しています。下水道事業については、下野市のみならず全国的に赤字経営となっているのが現状であります。

続きまして、21ページをお開きください。

下野市の下水道使用料の料金体系を表したものです。

下野市では、前回、下水道使用料を改定した平成23年6月から基本料金と使用水量に応じた従量料金制を採用しています。料金単価等は記載のとおりです。

なお、県内のほとんどの市町につきましては、使用水量が多くなるほど単価が高くなるといった累進制を採用しているところであります。下野市も10から30^m、30から50^mと使用量が増えるにつれて単価が上がっています。これが累進制となります。

22ページをご覧ください。汚水量の決め方になります。

市の水道水のみを使用している方の場合は、水道使用量と同量が汚水量となります。

井戸水のみを使用している方の場合は、3人までは1人につき1か月あたり7^m、4人目からは1人につき1か月5^mが加算されます。

水道水と井戸水を併用している方の場合は、水道使用量と井戸水の認定水量を比較し、多い方の水量となります。

23ページをお開き願います。

県内市町の下水道使用料一覧になります。1か月に20^mを排水した場合の金額で比較し、低い順から並んでいます。下野市は県内で2番目に低い団体となっております。

なお、下野市が前回料金改定を実施したのは平成23年6月ですが、料金の低い団体は、佐野市やさくら市、野木町など、料金改定を10年以上していないといったところが特徴となっております。

24ページは、県内市町の下水道使用料の改定状況であります。なお、消費税等の増税に伴う改定は除いております。

新聞等でも報道されていますので、記事を読まれた方もいらっしゃるかと思います。

令和3年以降に料金改定をした団体は、6団体あります。

改定率の最高は、高根沢町の+25.2%、最低は栃木市の+10%であり、平均は+19%となっております。

先程、23ページで1か月20m³当たりの下水道使用料を金額の低い順から並べましたが、上三川町は令和6年10月に改定予定であるため、改定後の金額で比較をしています。改定前の現行の金額は2,200円であります。

なお、事務局による聞き取りでは、令和6年3月末時点において料金改定に至っていないが料金改定を検討している団体は、下野市を含むと5団体ございました。やはりどの団体も、近年の物価高騰による経費増加、下水道使用料の減少、施設更新費用の増加などにより、一般会計からの繰入金に依存しており、厳しい経営状況であると想定されます。

以上で議題(3)の説明を終わります。

(阪田会長) 　ただ今、事務局から説明がありました内容について、何かご意見や質問はございますか。

【質疑等】

(伊藤委員) 　11ページなのですが、81.5%の普及率とありますが、100%を目指すということですよ。ということは、同時に老朽化も進んでいるということですよ。そうすると普及率を上げていく部分と老朽化の部分、新しく置き換えていく部分のバランスというか、あるんでしょうか。毎年変わっていくのかもしれないですけど。

(事務局) 　須賀課長 　今のご質問でいきますと、普及率100%を目指すということは、まだ整備に至っていない未整備地区への事業を進捗させるための投資額と老朽化による更新への投資額のバランスであるかと思えます。

事業費は、施設がどんどん老朽化していくと、当然更新費用もかさんでくるかと思えます。現状ですと、毎年約15kmが管路施設の点検調査ということで国の補助事業の採択を受けまして、点検調査を進めておりますが、今のところ大きな目立った損傷等は確認されておりません。下野市の下水道施設につきましては、経過年数は古いものはありますが、比較的健全度は高いということで安心というところであります。ただし、その安心もいつまでも続くわけではございませんので、当然、然るべき措置といたしましては、損傷度合いが大きく今後発生してくる部分が予想されるため、そういったものの更新に係る費用を平準化させて、なおかつ、確実に管路施設の点検を計画通りに進めていながら、更新費用に投資する額を積極的に抑えるようなことを今進めております。投資の方につきましても、国の補助事業である有利な財源を活用しながら、整備を進めてきているところではあります。先ほど12ページの方で説明があったとおり、まだ未整備面積が297.4へ

クターであり、そちらに要する管路延長が約54kmあります。ざっくりですが、整備単価がだいたい1mあたり10万円ほど経費の方はかかりますので、かなりの事業費がまだ重くのしかかかってきます。こちらにつきましては、当然、人口減少とあとは投資費用、費用対効果といったものも視野に入れながら、新規で整備する額と更新に要する額のバランスをうまく調整しながら、極力下水道事業費が大幅に高額・増額にならないような取り組みは進めていきたいと思っております。

バランスでいきますと、新規と更新、どちらがこれからウエイト重くなっていくかですが、更新の老朽化対策の方が待てない喫緊の課題になってくるかと思っておりますので、私どもとしましては、更新費や地震対策の方へ重点的な整備の方に舵を切りながら、新規整備はやらないわけではないのですが、出し入れのバランスは調整をしながら、また継続して下水道事業の方は進めてまいりたいという風に考えております。

比率で何対何というもので回答はできず、すみません。

(伊藤委員)

13ページを見ていただくと、単純に古いのが棒線グラフで長いということですよ。そうするとざっと見ると、オレンジ色の棒グラフがあるエリアの前半5分の1くらいのエリアが特に伸びてますよね。後半どんどん下がっていくんですけど、当然ここは投資のウエイトが重い部分ですよ。

そうすると、先ほど言った、新しいものをつくるよりは更新する方が多くなっていく。当然ウエイトが重くなっている。こういう部分があってという話ってことですよ。

(事務局)

はい。

須賀課長

(津野田委員)

11ページなんですけども。

24市町しかないのですが、塩谷町については、下水道は普及はされていないのか、ちょっと確認というかわからないんですけども、教えてください。

それからもう一つは15、16ページで、柴南地区、柴南東部地区が供用開始し、すでに柴南地区は接続済みということなんですけども、この施設については、これからも継続して費用はかかっているのですか？

(事務局)

海老原主幹

塩谷町につきましては、合併浄化槽で処理をしている状況でございます。公共下水道というものはございません。ですので、資料には記載

されていないといった状況でございます。

15 ページ、柴南地区、柴南東部地区といった公共下水道に接続したといったところでございますが、処理場自体はまだ残っております。下水道事業の固定資産として管理の方はしておりますので、実際、光熱費や汚泥処理ですとか、そういったものが多少発生している状況でございます。

こちらの処分につきましては、先の話となってしまいますが、農業集落排水施設 8 つの施設が全て公共下水道・流域下水道で処理するようになったあとに、財産の処分を行いまして、将来的には、防災倉庫ですとかそういったものの活用に転換していくといったことを現時点では想定しております。

(石嶋委員)

別紙 1 の令和 6 年度以降整備予定箇所図について伺います。私、上古山に住んでおまして、ここ数年、下水道が整備されはじめました。住民の方の中に、「私のところにいつになったら下水道がくるのかしら」ということをとても心配されている方がいらっしゃいます。「私より後から引っ越してきた人の所にはもう下水道が通っているのに、私の所にはまだ来ない。いつ来るんでしょう。」ということなんですが、今の説明を聞いていてもやはり、工事が進みづらいところはこの別紙地図の赤い囲みで示された未整備箇所として、残っているということなんですよね。そこに上古山地区の未整備箇所がこの計画に示されていないのですが、これは公共下水道事業の対象外で、浄化槽で処理するということなのですか。整備できない理由・原因があると思いますが。それで 50 年間の耐用年数の管の方に重きを置かなくてはいけないということになりますと、やはり社会の生活基盤の整備は平等であるべきと思うのです。それで何に困っているかといえば、結局、浄化槽で処理しているわけですが、水の処理先がないので、敷地内に地獄堀（地下浸透）しているわけです。雨水もちろん、浄化槽から流す、側溝がないというところがあるんですよね。そういう整備もあわせて、考えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(事務局)
須賀課長

上古山地区は、6 年くらい前から本格的に石橋北小学校周辺から進めてきております。水関係の整備につきましては、下流から上流に向かって施設の方の整備が順次執り行われていくところでございます。ただ整備区域におきまして、地理的な条件でいろいろ要素が兼ね備えられていまして、例えば、大きな河川をまたがなければならなかったり、当然そういったことが往々にしてございます。

上古山につきましては、新川という河川が一番ネックになってくる場所であるんですが、河川を渡すにしましても、川を管理する管理者といろいろ協議を重ねて、川の下なり川の上を通すことに対しての許可とか。一番はですね、これから新規で整備していく費用で、国からの財源を確保するのも一番大きな課題にはなってきますので、継続して整備を進めていく予定ではおりますが、例えば2, 3年後とか、数字的なもので、いつまでというお答えは差し控えさせていただきたいと思います。今のご意見をしっかりと受け止めまして、整備は継続して実施していきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いたします。

(中村委員) 先程、13ページの管渠の老朽化で、耐用年数50年ということであるんですけども。耐用年数より老朽化の方を優先と確かおっしゃったと思うんですが、取り替えるにあたってはというと、この老朽化というのは見えないところにあるものですから、上水道だったら漏水というものでわかるんですけども。下水道の管渠の老朽化に関して根拠みたいなものはどんなところなんですか。

(事務局) 須賀課長 下水道施設の管渠老朽化につきましては、機械や自走式のテレビカメラ車を管の中に走らせたり、口径の大きな管渠になってきますと潜行目視で人が直接管の中を酸素濃度とか硫化水素の濃度を測りながら歩いて調査して行って、その時、管の内側のひび割れ、腐食、鉄筋が露出していたりとかを確認し、その度合いに応じまして、緊急性を3段階に設定し分けているところでございます。この作業は、専門の資格を保有されている会社に調査を依頼するのですが、調査結果の報告を受けまして、緊急性が高いところについては、人命優先だったりとか社会生活上通念上、下水はなくてはならないものという概念でございますので、そういった観点から緊急性が必要だということを見つけたうえで、国の補助事業を要望しながら、地道ではあるんですが、修繕という形で進めていっているところでございます。

なお、緊急性の判断は、マニュアルがございまして、そのマニュアルで度合いに応じて、その緊急性を見極めていくものであります。

(中村委員) ボリュームというのがちょっとわからないのですが、毎年の経費の話になってくるので、それがわかるようなグラフというか、調査した結果というのはお持ちではないんですか。

(事務局) 須賀課長 それは今までのストックということですね。令和4年度から国の事業認可を受けまして、老朽化等の調査を本格的に進めています。今年度で

3年目になりますが、今までやってきたものはすべてデータ・記録は保有しておりますので、比率的にどれくらい悪いところがあるか、統計的には、過去2年分とか短いスパンですけども、そういった資料はご用意することはできるかと思います。

(伊藤委員)

単純なことを聞くんですけど、22ページです。

汚水量の決め方ということで、僕なんかでいうと、水道水のみを使用する場合に入りますけど、飲料水として、ペットボトルを買ってきて、6リットルのボトルが夫婦2人でちょうど1週間かかるんです。これは水道水ではないんですよ。買った水を1週間で6リットルくらい使っているんですけど、それを下水に流すわけですよ。飲んだ分だから当然出るの。水道水のみを使用している場合と同量というのが、定義なんでしょうけども、こういうのは変えていくって方針はあるんでしょうか。

(事務局)
海老原主幹

このことに関しましては、例えば、下水道使用量だけを個別に計ることになりますと、それだけでまたメーターの設置というものが必要になります。そうすると、そのコストがものすごく高くなりますので、それを反映させると下水道使用料というのはもっと割高にならないと採算が合わないという状況になります。基本は水道使用水量と下水道使用水量は同量とするところが全国的に基本となっています。

(伊藤委員)

そうすると、下水道の単価を、うちは6リットルだけど、他の家は10リットルかもしれないし、0かもしれないから、それらの平均をとって、料金の5%上げるとか、そういった事例は他の市町はないんですかね。僕の家は4×6で24リットル得をしているんですよ。

使用水量を同量にするというのはわかるんですけど。下水道の料金単価をプラス5%とか8%とか。

(事務局)
海老原主幹

その話につきましては、第2回目以降の資料での話に入っています。処理をする量に対してどれだけお金が稼げたかというところの目安が国の方からも示されています。それらを確認しながら、料金改定をする、どれくらい上げるかの一つの目安になるかと思います。

(伊藤委員)

一般会計から出すでしょ。赤字経営ってことでしょ。簡単に言えば、それを埋めるためにどうするかって話でしょ。

(事務局)

はい、そうです。

海老原主幹

(津野田委員) いま、あの検針の話がでたので、お聞きするんですけど、この費用改定については、当然、2か月に1回検針されている、そういう費用もすべて含まれての会計となるわけですね。

(事務局) はい。
海老原主幹

(津野田委員) 足利市では9月1日からアプリを利用してやるという話は事務局の方では当然分かっているかと思うんですけども、そういうの利用をしてやる、個人が申告する、そういう方法は考えてはいないのでしょうか。

(事務局) 今現在では、個人の方がメーターを見て自己申告をするといったことは内部でも検討はしておりません。

あとはものすごく費用がかかる場所ではありますが、スマートメーターとあって、検針のデータを遠隔で飛ばすといった方法もございます。

そういったものを採用している自治体もございますけれども、それはそれでメーターの設置がものすごく高くなり、それが費用に跳ね返ってくるといったものもございます。

(津野田委員) 一番安いのは、実際に見てもらったほうが安い？

(事務局) 検針作業につきましては、外部に委託しております。料金徴収業務と合わせて外部に委託しているわけなんですけれども、人件費の高い市の職員が検針や料金徴収を行うよりは、外部委託の方が費用が安く済むといったところで、経費の削減にもなっているところでもあります。

その他は、メーターを見ながら漏水等が発生していないかも、そのメーターから多少なりとも判断できる部分がございます。そういったところも経験のある人が確認しながら、使用者さんにお伝えしたり、持ち帰ってきて分析して、使用者さんに戻す形をとっておりますので、基本、今のところは検針員さんに見てもらっています。

(津野田委員) 足利の状況も今後見ていただきながら、そういう方法もお願いできれば、考えていただければと思い、お話をしました。以上です。

(海老原委員) 今の検針員だけど、検針員というのは安否確認というのもあるので、敷地のうらのほうで亡くなっている人を、検針に来た人が見つけてくれ

たというのがあるんで、それは必要なことなのかなというの思うしね。

(事務局) おっしゃる通りでございまして、今、我々が業務委託しているところ
海老原主幹 につきましては、災害時につきましても、協力して安否確認ですとかそ
ういったことやっていただけるような協定も結んでおります。

(海老原委員) それで全然話違うんですが、植木に水を撒くでしょ。それを聞いてき
てと言われたんです。

それは下水道に入らないですよ。そういうのもやはり撒いた分の使
った水量として、とられているわけでしょ。それはおかしいんじゃない
かって話なんで、それをなんとかしてきてくれって、言われてきたんで
すけど、どんなものでしょうか。

(事務局) そちらにつきましては、やはりさきほど説明した通り、下水だけでメ
ーターを設置しなければいけないというところで、費用がかかるもので
ございます。そういった方のためというわけではございませんが、雨水
貯留施設の購入補助を行っておりますので、そういったものでご対応を
検討していただければと思います。

(海老原委員) 水撒きも結構使うんだよね。人間と同じく、欲しがっているのにはあ
げないとね。ちょっと考えてください。

(阪田会長) 人間が飲む量は微々たる量になるかと思うんですけど、木にあげたり
というのは、各家庭のどれくらい植物があるか、庭が広いかにかかって
しまうというのもあり、公平性をとるのも難しいですね。

(質問終了)

(阪田会長) これで本日予定された審議内容は終了いたしました。
ここで、わたくしの進行は終了となりますので、事務局へお返ししま
す。

(事務局) (事務局が第2回審議会開催通知、資料を配布)

長時間のご審議ありがとうございました。

たくさんご意見いただきましたので、事務局のほうでもよく考えさせ
ていただきたいなというものもございました。

最後、その他の部分というところで日程等お話ししたいと思います。
これは第2回目の資料になりますので、これを次回お持ちいただければ
なと思います。

そこに時間や場所なども入っている通知がございますので、そちらを
ご確認いただければと思います。

さきほど日程のお話も出ましたけれども、次回の審議会は、10月4
日(金) 午後1時30分から、市役所2階の201、202会議室で開
催いたします。

第3回の方も日程は決めさせていただいた旨お話ししましたが、12月
16日のほうで決まっておりますので、ぜひともよろしくお願ひしたい
と思います。

その他で事務局のほうから用意しているものは以上でございます。

それでは、以上を持ちまして、第1回審議会を閉会いたします。

本日は大変ありがとうございました。

また、第2回目もぜひよろしくお願ひいたします。